

GIGA スクールサポーター配置事業業務仕様書 (案)

1 件名

令和2年度 GIGA スクールサポーター配置事業業務委託

2 目的

文部科学省「GIGA スクール構想」による機器整備に合わせ、それらを学校で有効活用するためには、学校への人的支援が必要である。

このため、国の GIGA スクールサポーター配置事業（公立学校情報機器整備費補助金）を活用し、GIGA スクール構想によって導入された ICT 機器の運用、授業での活用支援及び使用マニュアル作成、並びに BYOD 化に向け学校に持ち込まれる生徒・教員のパソコン・タブレット等の接続支援及びトラブル解決等に当たる ICT 人材を学校に配置（又は派遣）し、急速な学校の ICT 化を円滑に進められるようにする。

3 用語の定義

この仕様書において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) GIGA スクール構想

子供たち 1 人 1 人に個別最適化され、創造性を育む教育 ICT 環境を実現するため、すべての小・中・特支・高等学校に校内 LAN を整備し、小・中・特支の児童生徒 1 人 1 台端末を整備する事業のことをいう。

(2) GIGA スクールサポーター

GIGA スクール構想による急速な学校の ICT 化を支援するため、ICT 企業の人材等 ICT 技術に関する知見を有する者であって学校等に配置（又は派遣）される者のことをいう。

(3) BYOD

Bring Your Own Device の略。ここでは「生徒や教員が自分のデバイス（パソコン、タブレット及びスマートフォン等）を学校に持ち込んで、ネットワークに接続する」ことをいう。

(4) 臨時休業

新型コロナウイルス感染症対策として、学校が休業することをいう。

(5) 分散登校

新型コロナウイルス感染症対策として、生徒がいくつかのグループに分かれて登校し、学習することをいう。

4 委託期間

契約締結日から令和3年3月20日まで

5 委託内容

県立高校 83 拠点及び県立中学校 2 校（以下「県立学校」という。）において、専門的な知識や経験を有する委託事業者が、GIGA スクール構想によって県立学校に導入された ICT 機器等を円滑に活用できるようにするため、現場の要望を聞きながら GIGA スクールサポーターを県立学校に適切に配置（又は派遣）する。業務内容が多岐にわたるため、幅広い知見を有する者、あるいは何人かのチームによる対応が望ましい。

また、新型コロナウイルス感染症対策として、臨時休業の際に家庭学習を行う生徒に対して教員が行うべき支援のあり方や、分散登校になり、授業時間が短くなったり、クラス全員が集まらなくなったりした場合の授業の進め方等についても、提案や支援を行う。

(1) GIGA スクールサポーター配置（又は派遣）調整業務

ア 調整業務

受託者は県立学校の要望等を集約し、日程、日数及び GIGA スクールサポーター個々の経験や得意分野等を考慮しながら適切に配置（又は派遣）できるよう事業計画を策定し、教育委員会事務局の承認を得ること。

イ 運用業務

受託者は、事業計画に基づき事業を実施することとし、GIGA スクールサポーターの勤務状況等を管理して定期的に教育委員会事務局へ報告する。事業計画を変更する場合は、速やかに教育委員会事務局に報告すること。

また、GIGA スクールサポーターが訪問できない日には電話相談に対応できるよう手配する。

(2) GIGA スクールサポーターの業務

各県立学校の要望を聞きながら、現場に求められる以下の業務を行う。

ア 機器設定業務

受託者は GIGA スクールサポーターを配置又は派遣し、生徒・教員が端末をインターネットに接続するための機器設定をサポートする。端末は県立学校所有のもの以外に、BYOD 化に向けた生徒・教員個人の ICT 端末等も含む。

イ 教員研修業務

ICT 機器の操作方法の指導や、授業における有効な活用方法の提案など、教員研修を通してスキルアップを行う。特に、3 人に 1 台端末として導入される端末の OS に慣れていない教員に対しては、手厚く指導を行う。

また各県立学校のネットワーク管理者（通常は情報推進担当または教頭）には、BYOD に向けて機器の使い方や端末の接続設定についての指導や支援を行う。

ウ 授業支援業務

無線 LAN 環境を活用した効果的な授業を行うための提案や支援を行う。また、生徒が ICT を活用して家庭学習を行うために教員が行う遠隔授業、授業動画配信、課題配信等の支援を行う。さらに、今後運用を予定している学習支援ポータルサイトの活用支援を行う。

エ 事例報告書作成

受託者は、顕著な取組及び発生頻度が高いトラブル等を事例報告書にまとめ、教育委員会事務局に提出する。

オ 電話相談等

委託期間中の平日午前 8 時 30 分から午後 5 時までの間、教員からの問い合わせに対応する。

カ その他

上記以外の ICT 活用促進に関する業務に、可能な限り柔軟に対応する。

(3) 期間、回数

基本は以下のとおりとするが、各県立学校の事情に合わせ、期間、回数を調整する。GIGA スクール構想による端末や無線アクセスポイント導入前も可能とする。

ア GIGA スクールサポーター配置の場合

県立学校 4 校につき 2 人の GIGA スクールサポーターを、GIGA スクール構想による校内無線 LAN 工事完了後からおおむね 3 か月間配置すること。

イ GIGA スクールサポーター派遣の場合

県立学校に 9 月から 2 月までの期間に計 8 回以上派遣すること。

1 回の訪問は概ね 6 時間とすること（2 時間ずつ 3 校訪問した場合は、合計で 1 回として計算する。また、長野市から下伊那の学校に派遣する場合等は、移動時間が長くなるため、1 回あたりの訪問時間が短くなることもやむを得ないが、複数の拠点を用意し移動時間を短くしたり、遠隔会議システムで補完したりする等の工夫が考えられる。）。

(4) 業務遂行上の留意事項

- ア 各県立学校とよく打ち合わせをし、事業計画を立てること。また、必要に応じて事業計画を見直し、学校の要望に応えられるようにすること。
- イ 新型コロナウイルス感染症対策における臨時休業及び分散登校等の事態が発生した場合についても柔軟に対応すること。
- ウ 当月の活動状況及び翌月の活動計画を毎月末までに教育委員会事務局へ報告すること。また、GIGA スクールサポーターの配置又は派遣業務は、原則として令和3年2月28日までに完了するものとし、3月は事例報告書の作成、電話相談及び次項に定める業務委託完了報告書等の作成に充てること。

6 業務委託完了後の提出書類

本事業の終了後、令和3年3月20日までに以下の書類を教育委員会事務局学びの改革支援課担当者へ提出すること。

- (1) 業務委託完了報告書 (A4判・任意様式)
- (2) 上記の他、受託者が本業務を実施するに当たり作成した資料又は完成した書類等のうち、教育委員会事務局が必要と認めたもの。(電子データファイルを含む。)電子データファイルは、マイクロソフト社の Word、Excel、PowerPoint のいずれかで作成されたものとする。

7 業務の適正な実施に関する事項

- (1) 業務の一括再委託の禁止
受託者は、受託業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができないものとする。但し、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、教育委員会事務局との協議により業務の一部を再委託することができる。
- (2) 守秘義務
受託者は、本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできないものとする。また、受託業務終了後も同様とする。
- (3) 著作権等に関する配慮
提供されるデジタル・コンテンツ等は、他者の所有権や著作権を侵すものでないこと。
- (4) 本事業に関する新規作成物
本事業に関する新規作成物については、長野県教育委員会に帰属することとする。但し、受託者保有の既存著作物については権利を留保するものとし、この場合、長野県教育委員会は使用許諾を与えられたこととする。

8 その他

- (1) 前項までの条件が満たされない場合、一部の事業費を対象の経費と認めず減額する場合がある。
- (2) 受託期間中は、受託業務全般を把握している担当者を置き、教育委員会事務局との連絡調整を行うこと。また、受託業務の実施のうち、4(1)アの調整業務に係る報告は、長野県庁において、又は遠隔会議システムを利用して行う。
- (3) 本仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に関して疑義が生じた場合については、その都度長野県教育委員会と受託者が協議して決定するものとする。